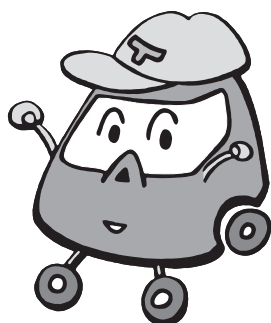


兵ト協ニュース

2011.5 No.298
.....



グリーンエコー笠形（神河町）



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 安全性優良事業所 (G マーク認定事業所) に対する インセンティブの拡大について……………	1
平成23年度 整備管理者選任前研修のお知らせ ……	3
(総 務) 「電波利用環境保護周知啓発強化期間」 及び 「不法無線局対策強化期間」のお知らせ……………	5
(環 境) 光化学スモッグ広報等発令時における 自動車の運行自粛について (要請)……………	6
(全ト協) 平成23年 東日本大震災の被災者等の 就労支援・雇用創出の推進に関する要請について ……	8
平成23年 春の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画……………	9
平成23年度 輸送秩序確立運動実施要綱 ……	12
○ 自動車事故対策機構からのお知らせ……………	13
○ 神戸市消防局からのお知らせ……………	14
○ 事務局からのお知らせ	
交付金の全額交付を求め、30万人の署名とともに兵庫県知事へ要請 ……	15
「優良自動車運送事業者表彰」について……………	16
第39回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ ……	22
平成23年度「中小企業大学校講座」受講促進制度のご案内 ……	26
運輸安全マネジメント研修会のご案内……………	28
第35回 近代化融資及び NOx・排ガス融資、ポスト新長期融資 並びに 特別増車事業融資申込について (ご案内)……………	30
セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への 信用保証料及び利子補給助成金交付要綱……………	37
平成23年度「アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成」について ……	39
○ 陸災防のページ	
「第30回近畿フォークリフト運転競技大会」参加 (推薦) 選手の募集 ……	41
フォークリフト運転技能講習会 (31時間講習) のお知らせ ……	44
○ 会員だより……………	49
○ 協会日誌……………	51



行政からのお知らせ



国土交通

平成23年3月31日
自動車交通局

安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）に対する インセンティブの拡大について

国土交通省では、事業用自動車における事故削減を図るために、事業用自動車に係る総合的安全対策委員会において取りまとめられた『事業用自動車総合安全プラン2009』（平成21年3月）において、「IT点呼実施に係る要件拡大を検討する」旨の方向性が示されたことから、運送事業者に対して実施した現地調査及びヒヤリング調査の結果等を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を改正し、Gマーク認定事業所に対するインセンティブとしてのIT点呼の実施に係る要件を拡大することとしましたので、お知らせします。

1. 趣旨

「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、輸送の安全を確保した上で、運行管理の効率化を図るため、IT点呼に係る要件に関し以下の内容等について改正を行います。

2. 主な改正概要

改正前		改正後	
点呼場所	「営業所」においてのみ実施可能。	「営業所」に加え、「 <u>車庫</u> 」においても実施可能となります。	
点呼機器	「設置型端末」のみ使用可能。	「設置型端末」に加え、「 <u>携帯型端末</u> 」についても使用可能となります。 ※営業所には設置型端末の設置が必要になります。	
点呼時間	「閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝）」に限定。	「 <u>連続する16時間以内</u> 」まで実施可能となります。 ※営業所と当該営業所の車庫との間でIT点呼を行う場合には、実施時間の制限は適用されません。	

3. 施行日

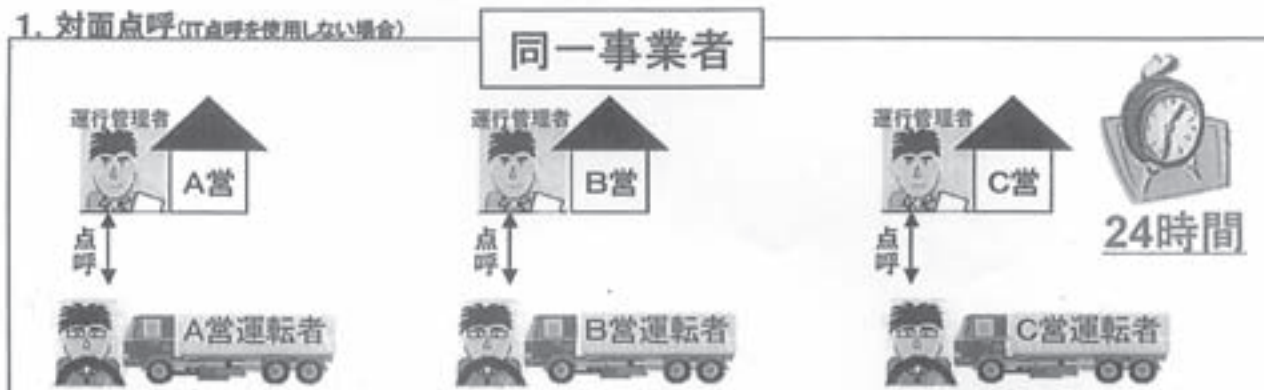
平成23年4月1日

【問い合わせ先】国土交通省自動車交通局
安全政策課 野沢（内線41624）
貨物課 遠藤（内線41353）
電話：03-5253-8111（代表）
電話：03-5253-8566（安全政策課）
電話：03-5253-8576（貨物課）

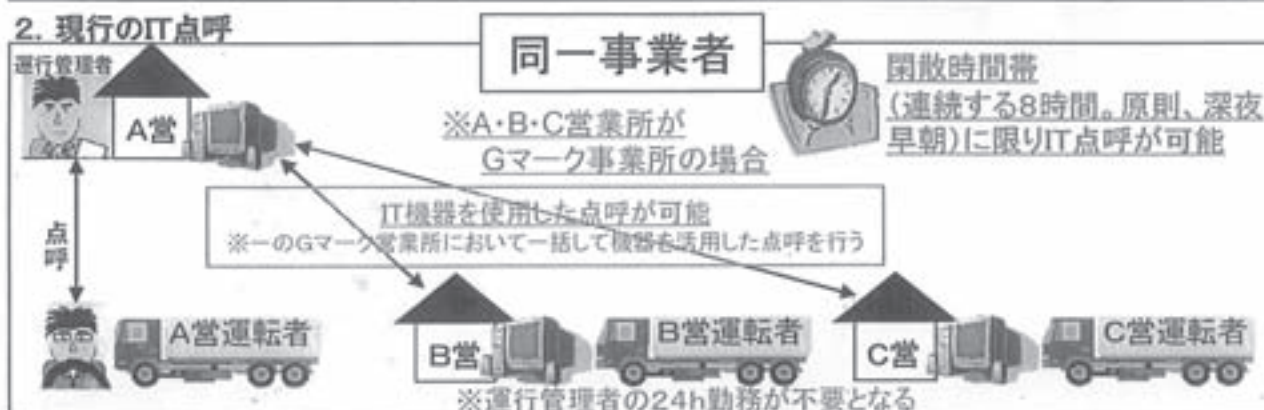
優良な事業所(Gマーク認定事業所)が前提であるIT点呼の取扱い

IT点呼の要件拡大について、現状を含めた概要を「1. 対面点呼」「2. 現行のIT点呼」「3. 通達改正後のIT点呼」として以下の通り示す。

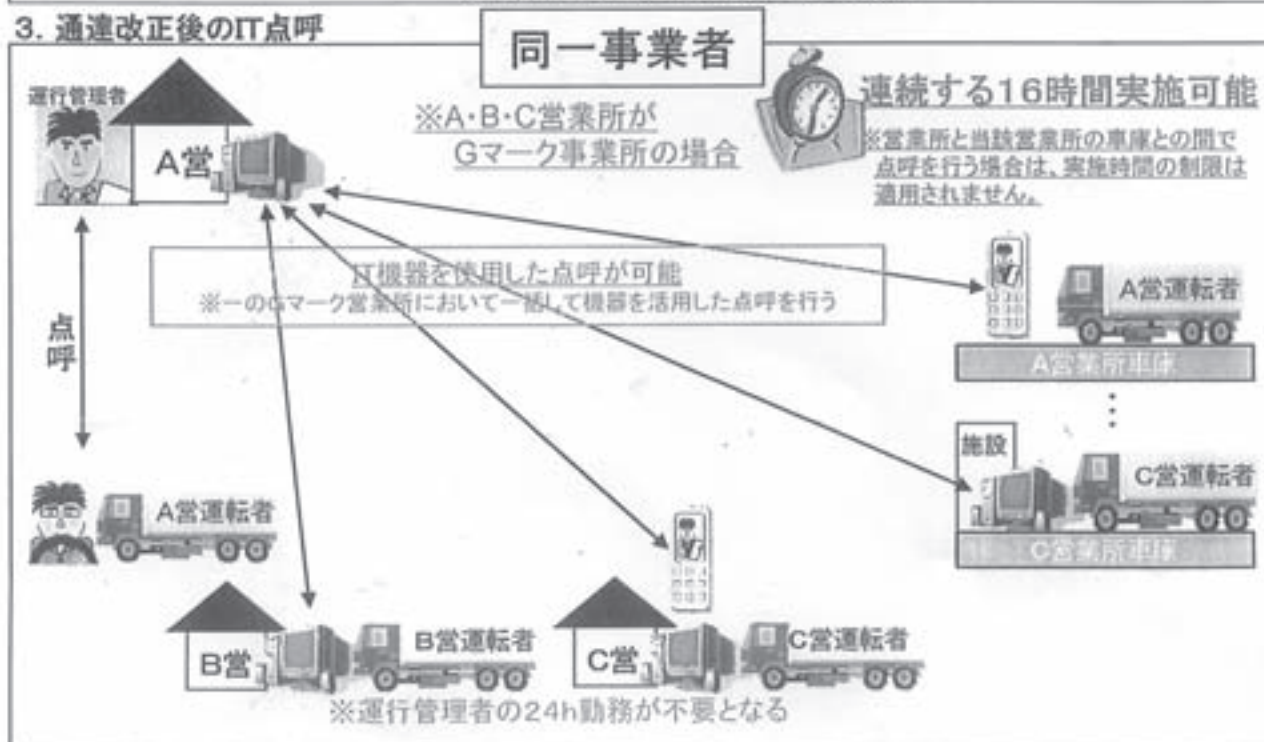
1. 対面点呼(IT点呼を使用しない場合)



2. 現行のIT点呼



3. 通達改正後のIT点呼



神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第1号

平成23年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領(近運達甲第7号、平成15年4月18日制定)に基づき、下記のとおり実施する。

平成23年4月13日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者(整備士の資格を有さない方)

2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 上半期(4月～9月)

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成23年5月13日(金) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成23年5月6日(金)
平成23年5月18日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成23年5月11日(水)
平成23年7月19日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成23年7月12日(火)
平成23年9月9日(金) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成23年9月2日(金)

4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部 兵庫陸運部整備部門

住所: 神戸市東灘区魚崎浜町34-2

T E L : 078 (453) 1103 F A X : 078 (431) 8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修
(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日：平成 年 月 日()

時 間：13：30～16：30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館 (5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館 (2階)

(注) 該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13：00より始めます。
4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門
TEL：078-453-1103
FAX：078-431-8761

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」及び 「不法無線局対策強化期間」のお知らせ

総務省 近畿総合通信局

総務省では、正しく無線局を運用している電波利用者を不法無線局による混信・妨害等から保護し、良好な電波利用環境を推進することを目的として、各種の周知啓発活動や不法無線局対策に取り組んでおります。

特に毎年6月には、6月1日から6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」、6月1日から6月30日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、各府県警察及び海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施するなど、電波利用環境保護に努めております。

守って！
電波のルール。

電波の利用には
原則 免許が必要！

- 不法電波が電波環境に影響を与えることがあります。
- 無線機の使用には、技術マークの確認を！
- 外国規格の無線機は、国内で使用できません。

総務省 近畿総合通信局 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/> 詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ 電波利用 検索

水 大 第 1 0 1 2 号

平成 23 年 4 月 7 日

(社) 兵庫県トラック協会会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局長

光化学スモッグ広報等発令時における 自動車の運行自粛について（要請）

環境保全行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、光化学スモッグが発生するおそれのある 4 月 20 日から 10 月 19 日までを特別監視期間として、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、別紙のとおり広報等の発令を行うこととしております。

光化学スモッグ広報等が発令された場合、固定発生源である工場・事業場については、窒素酸化物排出量を削減するよう要請しております。

一方、窒素酸化物を排出する自動車についても、発令時の削減を効果的に実施するために運行自粛または代替交通機関等の利用等、自動車の保有者及び運転者による積極的な協力が不可欠です。

つきましては、趣旨を充分にご理解くださいますようお願いし、貴会員に対し、下記事項についてご周知いただき、光化学スモッグ広報等発令時においては、自動車運行の自粛がより効果的に実施されますようご協力をお願いします。

記

光化学スモッグ広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛
及び同地域内での自動車の運行自粛

兵庫県農政環境部

環境管理局 水大気課 大気環境係

〒 650-8567

神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L : 078-341-7711 (内線 3369)

F A X : 078-362-3966

(別紙)

1 光化学スモッグ広報等発令対象地域

神戸市(東部・西部・垂水・北部)、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

2 光化学スモッグ広報等の種類

種 類	発 令 基 準
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

3 広報等発令の周知方法

- (1) テレビ、ラジオによるスポット放送
- (2) 市、町の広報車による巡回放送
- (3) 兵庫の環境ホームページ(URL：<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示
- (4) 交通情報掲示板に掲示 等



都道府県トラック協会
会 長 殿

平成23年東日本大震災の被災者等の 就労支援・雇用創出の推進に関する要請について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省等から、別添のとおり、政府の被災者等生活支援特別対策本部内に設けられた「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」において、当面の緊急総合対策として、4月5日、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』（第1段階）が取りまとめられ、被災地及び被災地域以外の双方において、被災者等（震災の影響を受けた新卒者を含む）を積極的に雇用していただきたい、また、被災者等を対象とした求人について、ハローワークへお申し込みいただきたい、との文書が発出されました。

なお、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』（第1段階）の重点施策の概要は、当協会のホームページに掲載していますが、雇用調整助成金の特例の拡充につきましては、4月6日（水）から適用になります。

つきましては、被災者等の就労支援・雇用創出に向けての要請に対しまして、関係する資料を送付いたしますので、貴協会傘下の会員事業者の皆様へ、この趣旨を周知徹底いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

添付資料

1. 「平成23年東日本大震災の被災者等の就労支援・雇用創出の推進に関する要請」
2. 「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1（第1段階）

〈HP 引用画面 参照データ〉

- ◆ 平成23年東日本大震災の被災者等の就労支援・雇用創出の推進に関する要請
【PDF】 http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/earthquake/rodo_earthquake_tohoku.pdf
- ◆ 「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1（第1段階）
厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017w5f.html>
【PDF】本文：フェーズ1とりまとめ（日本はひとつしごとプロジェクト）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017w5f-img/2r98520000017waw.pdf>
【PDF】重点施策概要：フェーズ1とりまとめ（日本はひとつしごとプロジェクト）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017w5f-img/2r98520000017wb2.pdf>

平成23年春の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画

平成23年 3 月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成 23 年春の全国交通安全運動推進要綱並びに同国土交通省策定の実実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成 23 年春の全国交通安全運動を 5 月 11 日（水）～同月 20 日（金）までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の 5 月 20 日（金）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

－ 記 －

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底する。

また、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないことを徹底する。

- (4) シートベルトを正しい方法により着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。
 - ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行させる。特に深夜と早朝には十分注意させる。
 - ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。

- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
- (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
- ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジnbrakeを適切に使う。
- (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
- (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
- (10) 踏切通過時には、鉄道との衝突事故を防止するため、一時停止を励行し、安全確認を行い無理に進入しないよう徹底させる。また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては、格納していることを再確認させる。
- (11) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
- ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、登坂路等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下トンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ コンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。
 - ⑥ 特殊車両通行許可の取得及び通行条件等関係法令遵守を徹底させる。
 - ⑦ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう徹底する。
- (12) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
- (13) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底
- (14) 事業用自動車の重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。
- (参考 「事業用自動車安全通信」登録用URL <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図る。
- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を未然に防ぐため、健康管理のチェック等を厳正か

つきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。

- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等の不正改造をした事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。
- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

広 報 事 項

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険運転行為の禁止の徹底及び運転マナーの向上
- ④ シートベルトの正しい着用の徹底
- ⑤ CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥ 事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦ 自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「不正改造」、「無車検」、「無保険」及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑩ 5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」

以 上

平成23年度輸送秩序確立運動 実 施 要 綱

社団法人全日本トラック協会

1. 実施目的

国内貨物輸送量の90%以上を担うトラック輸送は、国内物流の基幹産業として、わが国の経済と暮らしを支えるライフラインとしての責務を遂行し、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。

一方、トラック運送業界の99%は中小企業者で占められており、近年の厳しい経済環境のもとで、個々の事業者の経営は一層厳しさを増している。

このような状況のなか、トラック運送業界は「社会との共生」を命題とし、安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けることが課題となっている。そのためには、再生産可能な経営基盤の確立が急務であり、コストに見合った適正な運賃収受が不可欠となっている。

このため、法令遵守及び公正取引を通じた輸送秩序の確立が、従来にもまして重要な喫緊の課題となっており、将来に亘るトラック事業の発展を目指して、これらの課題に着実かつ真摯に取り組み、健全な競争環境の実現と適正取引の推進に努めて、業界の輸送秩序の確立を図っていかねばならない。

平成23年度も前年度に引き続き、健全な輸送秩序の確立と安全・事故防止策等の一層の推進を目指し、下記を重点実施項目として定め本運動の目的達成のため業界一丸となった事業活動を積極的に展開する。

2. 実施名称

「平成23年度輸送秩序確立運動」

3. 重点実施項目

- (1) 貨物自動車運送事業法等トラック事業を取り巻く関係法令等の遵守徹底及び違法行為の是正対策の推進
- (2) 荷主企業とトラック事業者とのパートナーシップの確立及び荷主懇談会等による荷主企業に対する効果的なPR活動の積極的な展開
- (3) 不公正取引の是正及びコストに見合った適正運賃収受問題について荷主企業への理解促進と協力要請(1)
- (4) 運輸安全マネジメントの確実な遂行及び社会との良好な共生を目指した安全・環境を含む円滑かつ高品質な輸送サービスの追求
- (5) 輸送原価に対する意識改革の向上及び原価管理の徹底等による経営体質の改善に努め、企業経営基盤を確立
- (6) 社会保険等への適正加入の厳守及び輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた諸対策の積極的な推進並びに関係行政庁との連携強化

4. 実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日(1年間)

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成 23 年度運行管理者等指導講習計画表

(基礎講習)

独立行政法人 自動車事故対策機構兵庫支所

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	貨物	神戸市	平成 23 年 6 月 15 日 (水) 16 日 (木) 17 日 (金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	170
2	貨物	神戸市	平成 23 年 7 月 27 日 (水) 28 日 (木) 29 日 (金)	神戸海洋博物館	220
3	貨物	神戸市	平成 23 年 8 月 3 日 (水) 4 日 (木) 5 日 (金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	170
4	貨物	神戸市	平成 24 年 1 月 25 日 (水) 26 日 (木) 27 日 (金)	神戸海洋博物館	220
5	貨物	神戸市	平成 24 年 2 月 8 日 (水) 9 日 (木) 10 日 (金)	神戸海洋博物館	220
合 計 (5回)					1,000

(一般講習)

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	貨物	神戸市	平成 23 年 7 月 6 日 (水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
2	貨物	神戸市	平成 23 年 7 月 7 日 (木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
3	貨物	神戸市	平成 23 年 7 月 8 日 (金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
4	貨物	姫路市	平成 23 年 8 月 24 日 (水)	兵庫県立姫路労働会館	150
5	貨物	姫路市	平成 23 年 8 月 26 日 (金)	兵庫県立姫路労働会館	150
6	貨物	神戸市	平成 23 年 9 月 13 日 (火)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
7	貨物	神戸市	平成 23 年 9 月 14 日 (水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
8	貨物	神戸市	平成 23 年 9 月 15 日 (木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
9	貨物	姫路市	平成 23 年 10 月 12 日 (水)	兵庫県立姫路労働会館	150
10	貨物	姫路市	平成 23 年 10 月 13 日 (木)	兵庫県立姫路労働会館	150
11	貨物	神戸市	平成 23 年 11 月 9 日 (水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
12	貨物	神戸市	平成 23 年 11 月 10 日 (木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
13	貨物	神戸市	平成 23 年 11 月 11 日 (金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	140
14	全業態	朝来市	平成 23 年 11 月 17 日 (木)	和田山ジュピターホール	45
15	全業態	朝来市	平成 23 年 11 月 18 日 (金)	和田山ジュピターホール	45
16	貨物	神戸市	平成 24 年 2 月 22 日 (水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
17	貨物	神戸市	平成 24 年 2 月 23 日 (木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
18	貨物	神戸市	平成 24 年 2 月 24 日 (金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
合 計 (18回)					2385

(特別講習)

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	全業態	神戸市	平成 23 年 5 月 19 日 (木)・20 日 (金)	自動車事故対策機構 (萬利ビル)	21
2	全業態	神戸市	平成 23 年 6 月 28 日 (火)・29 日 (水)	自動車事故対策機構 (萬利ビル)	21
3	全業態	神戸市	平成 23 年 10 月 20 日 (木)・21 日 (金)	自動車事故対策機構 (萬利ビル)	21
4	全業態	神戸市	平成 24 年 1 月 18 日 (水)・19 日 (木)	自動車事故対策機構 (萬利ビル)	21
5	全業態	神戸市	平成 24 年 3 月 8 日 (木)・9 日 (金)	自動車事故対策機構 (萬利ビル)	21
合 計 (5回)					105

※会場予約等により、実施会場及び日程に一部変更が生じることがあります。

(安全マネジメント講習)

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	全業態	神戸市	平成 23 年 9 月 2 日 (金)	兵庫県農業共済会館	50
2	全業態	神戸市	平成 24 年 2 月 17 日 (金)	兵庫県農業共済会館	50
合 計 (2回)					100

(適性診断活用講座)

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	貨物	神戸市	平成 23 年 9 月 27 日 (火)	自動車事故対策機構	12
2	貨物	神戸市	平成 24 年 1 月 12 日 (木)	自動車事故対策機構	12
合 計 (2回)					24

神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防局長

村 上 正 彦

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月5日(日)から6月11日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申し上げます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

(立看板作成例)

2 自主点検の実施

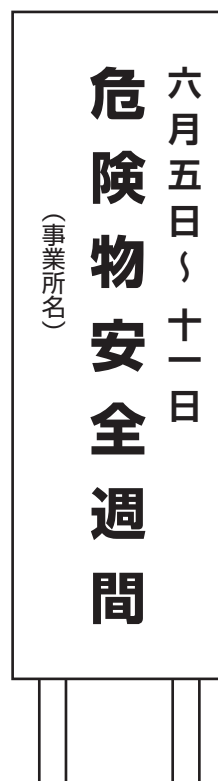
- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。



事務局からのお知らせ

交付金の全額交付を求め、30万人の署名とともに兵庫県知事へ要請

当日は、知事に代わって応対した吉本副知事に対し、交付金の削減は交通・安全対策、環境保全対策、適正化事業を実施する上で重大な支障を生じることなどを訴え、国の算定基準により算出された交付金額を全額交付されるよう強く要請した。

当協会は、3月29日、交付金の全額交付を求め、当協会や近畿トラック協会等で集めた30万1千余人の署名とともに、兵庫県知事に要請した。



要請書を手渡す福永会長（中央は吉本兵庫県副知事）



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

（平成23年4月12日現在）

H 23・3・18	兵ト協セメント部会	3,623 円
	京阪神二十世紀梨輸送協力会	5,373 円
4・12	(株)三陸	4,795 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号	01170-6-54803
○口 座 名	社団法人 兵庫県トラック協会募金係

平成23年 5 月 1 日

会 員 各 位

(社) 兵庫県トラック協会
会 長 福 永 征 秀

「優良自動車運送事業者表彰」について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿運輸局では良質な運送サービスの提供、安全対策、環境対策、福祉対策、地域活動等に積極的
に取り組み社会貢献等、優良な事業活動を展開されている運送事業者に対して「優良自動車運送事業者表
彰」を実施しています。

つきましては、下記表彰基準を満たす会員におかれましては、別紙申請書《様式 2》(コピーのうえ記載
して下さい。)に必要書類を添付のうえ、平成23年 5 月 31 日(火)まで当協会総務部あて郵送又は持参いた
だきますよう、お願い申し上げます。

近畿運輸局 優良自動車運送事業者表彰内規 (抜粋)

1. 目 的

この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス対策、環境対策、
福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしている自動車運送事業者に対し一定
の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起することを目的とする。

2. 対 象

この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく許可又は認可
を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けようとする者に対して適用す
る。

3. 審査基準

表彰の審査基準は、次の各号による。

- (1) 許可又は認可を受けてから 3 年以上事業を継続している事業者であること。
- (2) 公示基準に定める車両数を保有していること。
- (3) 第一当事者として、自動車事故報告規則第 2 条(1)、(2)及び(3)に該当する事故を 1 年間惹起していな
いこと。
- (4) 基準日前 1 年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。
- (5) 良質な輸送サービスを提供していること。(基準日前 1 年以内に利用者等からの苦情申告に関し、
文書警告以上の処分が課されていないこと。また、事故等の苦情申告で示談に関しては、確実に解決
の見込みがあり 8 月末頃までには解決していること。)
- (6) 道路運送法のみならず関係法令等(本省通達により示された指針等を含む。)の遵守に努め、適正
な事業運営を行っていること。
- (7) 貨物運送事業者にあつては、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による直近の巡回指導による
総合判定が「A」又は「B」と評価されていること。
- (8) 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規
程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出(変更届出)がなされていること。そ
の他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。

また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後 100 日以内になされて

いること。

- (9) 基準日前1年以内において、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。
- (10) 原則として各団体・協会長の推薦を受けたものであること。

4. 基準日

前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。

ただし、審査基準日以降表彰までの間においても審査基準を満たしていること。

5. 表彰式

表彰式は、原則として、貨物自動車運送事業については毎年10月に執り行う。

【別表1】

〔社会的貢献の項目〕

- 3. 審査基準-(9)の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

- ① 国が指定する低公害車を導入していること。

低公害車の導入は、貨物自動車運送事業者については、3台以上の車両数とする。

なお単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることが出来るが、表彰対象年度も導入している事。(2回目以降の導入車両数も同数とする。)

- ② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム(EMS)を導入していること。

デジタル式運行記録計の装着は、40台以上とする。ただし、保有車両数が40台に満たない場合は、全車両に装着すること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。(2回目以降の導入車両数も同数とする。)

- ③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO₂を削減するために、CO₂の削減計画を策定し、3ヶ年実践していること。(2回目以降も同様とする。)

- ④ ISO14001を取得していること。

ただし、新規に取得した場合に限る。

- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を取得していること。

ただし、新規に取得した場合に対象とし、更新年は対象としない。

- ⑥ 環境対策、物流効率化、公共交通の利便性向上に資する事業であって、近畿運輸局、自治体が行うものに参画(実証実験への参加等)していること。

- ⑦ 福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰(感謝状を含む。)を受けていること。

- ⑧ 地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰(感謝状を含む。)を受けていること。

- ⑨ 新規サービスを提供すること等により、利用者利便の向上に著しく貢献していること。

※【表彰申請必要書類】

- 1. 優良自動車運送事業者表彰申請書(4枚様式)《様式2》
- 2. 社会的貢献に関する事項の各添付必要書類

【申請、問い合わせ先】

〒657-0043 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27
社団法人 兵庫県トラック協会総務部まで
☎078-882-5556

優良自動車運送事業者表彰申請書

平成 年 月 日

近畿運輸局長

殿

氏名又は名称

代 表 者 名

印

住 所

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第 7 条の規定に基づき、下記により平成 年度の表彰を受賞いたしたく申請します。

記

1. 事業者の概要

項 目	内 容	★ 審査欄
事 業 者 名	(ふりがな)	適 ・ 否
	代表取締役氏名	
住 所	(管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。)	適 ・ 否
事 業 の 種 類	(該当する事業を○で囲んで下さい。) 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適 ・ 否
営 業 区 域	(現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。) 大阪府 ・ 京都府 ・ 兵庫県 ・ 奈良県 ・ 滋賀県 ・ 和歌山県	適 ・ 否
免 許 (許 可) 認 可 年 月 日 及 び 番 号 事 業 年 度	(事業の許可取得、または管内営業区域の許可日を記載して下さい。) 昭和 ・ 平成 年 月 日 近運 (大陸) 第 号 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	適 ・ 否

項 目	内 容	★ 審査欄
車 両 数	(管内の営業所に配置する車両の総数を記載して下さい。) 台 (うちトレーラー 台)	適 ・ 否
重 大 事 故	(第一当事者として、重大事故を一年間惹起していないこと。) 重 大 事 故 無 ・ 有 (事故発生日：)	適 ・ 否
行 政 処 分	(基準日前 1 年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。) 行 政 処 分 無 ・ 有 (処分命令日：)	適 ・ 否
輸 送 サ ー ビ ス	(基準日前 1 年以内に苦情申告に際し、文章警告以上の処分を受けていないこと。 また、事故等の示談に関し、内定時期までに解決していること。) 苦 情 申 告 無 ・ 有 事故等の示談 無 ・ 有	適 ・ 否
巡 回 指 導 (貨 物 事 業 者)	(各府県にある営業所において、最も直近で地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導を受けた一つの営業所名、日時及びその評価内容を記載してください。) 大阪(営業所、 年 月 日、評価) 京都(営業所、 年 月 日、評価) 兵庫(営業所、 年 月 日、評価) 滋賀(営業所、 年 月 日、評価) 奈良(営業所、 年 月 日、評価) 和歌山(営業所、 年 月 日、評価)	適 ・ 否
安全マネジメント	安全管理規程届出 有 (平成 年 月 日) 無 安全管理指針策定 有 ・ 無 安全統括管理者届出 有 (平成 年 月 日) 無 輸送の安全にかかわる情報の公表 有 (平成 年 月 日)、 無	適 ・ 否

2. 社会的貢献（表彰内規別表）に関する事項について

項 目	内 容	★ 審査欄
1 . 環 境 対 策	・国が指定する低公害車を導入した。 導入車両数 台 ※自動車検査証（写）を添付して下さい。 ☆乗用旅客自動車運送事業の場合は導入率 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %	適 ・ 否
	・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム（EMS）を導入した。 導入車両数 台 ※NEDO補助認定書類あるいは契約書（写）等を添付して下さい。	適 ・ 否
	・CO₂の削減計画を策定し、3ヶ年実践した。 ※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書を活用して作成し、添付してください。 ※排出量取引によるCO₂削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量取引に係る算出根拠、グリーン電力証書（写）等を添付してください。	適 ・ 否
	・ISO 14001を取得した。 平成 年 月 日 ※認定証（写）を添付して下さい。	適 ・ 否
	・「グリーン経営」を取得した。 平成 年 月 日 ※認定証（写）を添付して下さい。	適 ・ 否
	・実証実験等に参画した。 ※（実証実験名等）資料を添付して下さい。	適 ・ 否
2 . 福 祉 対 策	・移動円滑化基準に適合したノンステップバスを30%以上導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ※パンフレット等を添付して下さい。	適 ・ 否

項 目	内 容	★ 審 査 欄
２．福 祉 対 策	・福祉対応型貸切バス(車椅子乗降設備付き車両)を導入した。 導入車両数 台 ※自動車検査証(写)を添付して下さい。	適 ・ 否
	・福祉タクシー(寝台自動車を除く)を導入した。 導入車両数 台 回転シート車を３０％以上導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ※自動車検査証(写)を添付して下さい。	適 ・ 否
	・福祉活動等への貢献で、表彰(感謝状を含む)を受けた。 受賞年月日: 平成 年 月 日 表 彰 者 名: 表彰の種類: ※表彰状(写)を添付して下さい。	適 ・ 否
３．地 域 活 動 等	・地域活動等で貢献をして、表彰(感謝状を含む)を受けた。 受賞年月日: 平成 年 月 日 表 彰 者 名: 表彰の種類: ※表彰状(写)を添付して下さい。	適 ・ 否
	・新規サービス提供で利用者利便に貢献した。 提供年月日: 平成 年 月 日 具体的内容: ※パンフレット等を添付して下さい。	適 ・ 否

【記入上の注意】

- １．「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。
- ２．特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になると思われるものがあれば、添付して下さい。
- ３．記載欄が不足する場合は、別葉(書式は問いません)で補足をして下さい。

〈第39回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ〉

標記大会を下記の実施要綱のとおり開催いたします。

出場希望者は、別添の申込用紙に必要事項をご記入の上、貴事業所が所属する支部まで平成23年5月31日（火）必着にてお申し込みください。

参加資格を審査するため、兵ト協事務局にて運転経歴証明書の申請を行いますので、必ず選手本人の承諾を得た上でお申し込みください。

記

平成23年4月1日制定

トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会

実 施 要 綱

【目的】

法規の尊重と運転技能及び整備点検技術の向上を図り、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、トラックドライバーとしての誇りをもたせ社会的責務を自覚させる。

【主催】

社団法人兵庫県トラック協会

【後援】

国土交通省神戸運輸監理部

兵庫県

兵庫県警察

財団法人兵庫県交通安全協会

（順不同）

【協力】

いすゞ自動車近畿株式会社

神戸日野自動車株式会社

UDトラックスジャパン株式会社

三菱ふそうトラック・バス株式会社近畿ふそう

（順不同）

【日時・会場】

日時 平成23年7月23日（土）9時～16時30分

会場 兵庫県警察本部運転免許試験場

明石市荷山町1649－2

TEL. 078－912－1628

【部門及び定員】

11 トン部門、4 トン部門、トレーラ部門、女性部門の4部門とし、各部門20名とする。

【出場選手資格】

1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。
2. 参加申込日において、過去3年間人身事故を起こしたことがないこと。
3. 参加申込日において、過去1年間無事故無違反であること。
4. 各部門への出場は原則として1事業所1名とする。

但し、定員を超えた場合、より多くの会員に参加してもらうため、1会員あたりの参加数を調整することがある。

5. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者、各部門を通じて2回出場している者等、全国トラックドライバーコンテストの出場資格のない者は出場することができない。
6. 無資格者並びに参加申込日から大会当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の入賞は取り消すものとする。

【申込み】

出場選手が勤務する兵庫県トラック協会会員事業所が所属する支部の推薦による。

【表彰】

1. 選手表彰

- (1) 兵庫県トラック協会会長賞

各部門の入賞者（優勝～3位）

※同一会員の入賞者は各部門上位1名とし、以下は繰り上げとする。

- (2) 各部門の優勝

ア. 兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会会長賞（連名）

11 トン部門の優勝者

イ. 神戸運輸監理部長賞

4 トン部門の優勝者

ウ. 兵庫県知事賞

トレーラ部門並びに女性部門の優勝者

- (3) 特別賞（全日本トラック協会会長賞）

全部門を通じて総合最高得点の者

2. 事業所表彰

- (1) 兵庫県トラック協会会長賞

各部門の入賞者（優勝～3位）が所属する事業所

【全国トラックドライバーコンテストへの推薦】

協会長が、当大会の結果を踏まえ出場資格要件を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

【競技審査の概要】

1. 学科競技

60 分の時間をもって、安全な交通の方法等に関する必要な知識の会得状況について単答式により試験する。

試験は、法規（道路交通法）、構造機能（車両）及び運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）について行う。

2. 実科競技

(1) 一定時間における運転の基本操作及び整備点検について審査する。

(2) 審査内容は以下のとおりとする。

ア 運転技能

○審査の主眼

安全無事故運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術について審査する。

満点は 350 点とし、運転競技採点表に基づいて減点方式にて採点する。

(ア) 運転操作及び法規履行

運転態度、安全措置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進・右左折（巻き込み防止措置を含む。）ハンドル操向、適切なシフトアップ、駐停車等。

(イ) 競技車両

各部門の競技車両の车型は、選択制とせず当日示す。

但し、女性部門については、事前に車両クラス（2 トン車、4 トン車、11 トン車、トレーラ）を選択できる。

競技車両は、出場部門により以下の通りとする。

4 トン部門：4 トン車を使用

11 トン部門：11 トン車を使用

トレーラ部門：トレーラを使用

女性部門：事前に使用する車両クラスを選択。

(ウ) コース走行

幹線、模擬市街路のコース走行（発進、停止を含む。）交差点通過（右折及び左折を含む）、ホーム付け（車両後方の停止位置と停止板の距離確認）

各部門の持ち時間は、以下の通りとする。

4 トン部門：10 分

11 トン部門：10 分

トレーラ部門：11 分

女性部門：2 トンクラスについては 8 分、それ以外は同クラスの車両を使用する部門の持ち時間と同様とする。

イ 整備点検

○審査の主眼

車両の安全を確保するため日常点検整備について、点検箇所、点検内容（着眼）等について審査する。

満点は 200 点とし、整備点検採点表に基づいて採点する。

(ア) 日常点検基準等に規定する点検項目について審査する。

(イ) 競技時間は、8分とする。

(ウ) 競技車両は、全部門とも4トン車を使用とする。

3. 競技の配点及び順位の決定方法

(1) 配点 1000点満点

ア 学科競技：法規200点、構造機能100点、運転常識150点

イ 実科競技：運転技能350点、整備点検200点

(2) 順位の決定方法

総合得点の上位順とし、同点の場合は次による。

ア 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故、無違反の者とする。

イ 高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

4. 競技運営に係る統一基準

大会中は、兵庫県トラック協会が定める統一ゼッケンを着用すること。

※学科競技及び実科競技中の帽子の着用は自由とする。

【注意事項】

1. 学科競技・実科競技中は、選手と主催者側以外の者との接触は厳禁する。

これに違反した選手は失格とする。（付き添いや事業所の方は十分注意し、選手に近づかないこと。）

2. 学科競技・実科競技会場（選手待機場所も含む。）への携帯電話等の通信機器の持ち込みは厳禁する。これに違反した選手は失格とする。

3. 学科競技会場への参考書の持ち込みは禁止する。

4. 運転競技コースの下見において、巻き尺等の使用は禁止する。

5. ゼッケンは、学科競技、実科競技、開会式、表彰式のすべてに着用する。

その他の場合においては、選手の自由とする。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

平成23年度 「中小企業大学校講座」受講促進制度のご案内

——受講料をトラック協会がバックアップ——

(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では、トラック運送事業者が新しい物流時代に適切に対応できるよう、中小企業の経営者、後継者、管理者を対象に経営戦略や人材育成など中小企業大学校講座の受講を促進しています。

記

1. 受講にあたっての注意事項

- (1) 受講助成の予算措置を講じるため、必ず、事前に兵ト協へ助成の申し込みをして下さい。
中小企業大学校の受講講座を修了した後に、兵ト協へ助成の申し込みをされても助成が受けられません。
- (2) 兵ト協へ申込の後、中小企業大学校へ所定の手続きをして下さい。

2. 受講料について

兵ト協・(社)全日本トラック協会が、それぞれ受講料の1/3を負担することとします。
ただし、兵ト協の負担額の上限は、3万円とします。

3. 受講資格

兵ト協会員の中で中小企業の経営者、後継者、管理者、担当者

4. 対象校〔中小企業事業団が運営する中小企業大学校を対象とします。〕

中小企業大学校 関西校 ☎ (0790) 22 - 5931

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/index.html>

5. 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるもの

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

6. 手続きフロー

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 会員事業者(受講問合せ・受講申込) | →中小企業大学校 |
| ② 中小企業大学校(受講受入決定通知・受講料振込依頼書) | →会員事業者 |
| ③ 会員事業者(受講料全額振込) | →中小企業大学校 |
| ④ 会員事業者(受講受入決定通知) | →兵ト協 |
| ⑤ 兵ト協(受講料助成請求用紙) | →会員事業者 |
| ⑥ 中小企業大学校(受講修了証書交付) | →会員事業者 |
| ⑦ 会員事業者(修了証コピー・受講料助成請求・受講料振込コピー) | →兵ト協 |
| ⑧ 兵ト協(受講料助成・振込) | →会員事業者 |

〔問い合わせ先〕

(社)兵庫県トラック協会 環境事業部(中小企業大学校係)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 ☎ (078) 882-5556 F A X (078) 882-5565

中小企業大学校関西校 2日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
管理者、新任管理者	30	21,000	財務管理シリーズ① 経営管理のための財務の勘所	23.5.24 ~ 23.5.25
管理者、新任管理者	30	21,000	管理能力強化シリーズ② 部下のほめ方・叱り方	23.6.2 ~ 23.6.3
経営者、経営幹部	20	21,000	ビジョン・戦略構築の進め方	23.9.21 ~ 23.9.22

3日間コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
管理者、新任管理者	30	27,000	管理能力強化シリーズ① リーダーシップと組織の活性化	23.4.12 ~ 23.4.14
管理者、新任管理者	30	27,000	営業管理シリーズ① 顧客満足営業のマネジメント	23.4.19 ~ 23.4.21
管理者、新任管理者	30	27,000	成果を高めるオフィス業務改善の取り組み方	23.5.17 ~ 23.5.19
管理者、新任管理者	30	27,000	管理能力強化シリーズ③ 問題解決の進め方	23.6.21 ~ 23.6.23
経営幹部、管理者	30	27,000	営業管理者のためのマーケティング戦略	23.7.5 ~ 23.7.7
管理者、新任管理者	30	27,000	財務シリーズ② 経営管理のための決算書の読み方	23.7.12 ~ 23.7.14
管理者、新任管理者	30	27,000	管理能力強化シリーズ④ マネジメント力の強化策	23.8.2 ~ 23.8.4
管理者、新任管理者	30	27,000	営業管理シリーズ② 部下に教えるセールストーク・交渉術	23.9.6 ~ 23.9.8
管理者、新任管理者	30	27,000	財務シリーズ③ 経営改善のための財務分析の進め方	23.9.13 ~ 23.9.15
管理者、新任管理者	30	27,000	リーダーのための自己革新研修	23.9.28 ~ 23.9.30
管理者、新任管理者	30	27,000	営業管理シリーズ③ 組織に定着させる提案営業の進め方	23.10.11 ~ 23.10.13
管理者、新任管理者	20	27,000	財務シリーズ④ 利益計画の立て方	23.10.12 ~ 23.10.14
新任管理者	30	27,000	新任管理者研修	23.10.26 ~ 23.10.28
管理者、新任管理者	30	27,000	管理能力強化シリーズ⑤ コーチングによる部下指導の進め方	23.11.8 ~ 23.11.10
経営幹部、管理者	30	27,000	企業を伸ばす人材マネジメント	23.11.9 ~ 23.11.11
管理者、新任管理者	30	27,000	営業管理シリーズ④ 組織に定着させる新規顧客の開拓	23.11.15 ~ 23.11.17
経営幹部、管理者	30	27,000	成果を上げる人材育成戦略	23.12.6 ~ 23.12.8
経営者、経営幹部	20	27,000	構想力の強化策	23.12.7 ~ 23.12.9
経営者、経営幹部	30	27,000	利益の源泉を育てる経営管理	24.1.17 ~ 24.1.19
経営幹部、管理者	30	27,000	営業管理者のための部下育成法	24.1.24 ~ 24.1.26
経営者、経営幹部	20	27,000	意思決定力の強化策	24.2.7 ~ 24.2.9
管理者、新任管理者	30	27,000	女性リーダー研修	24.2.22 ~ 24.2.24

長期コース

受講対象	定員	受講料	コース名	受講期間
経営者、経営幹部	20	532,000	経営管理者研修(第31期)	23.10.17 ~ 23.10.21 23.11.14 ~ 23.11.18 23.12.12 ~ 23.12.16 24.1.16 ~ 24.1.20 24.2.13 ~ 24.2.17 24.3.5 ~ 24.3.9 24.4.23 ~ 24.4.27 24.5.21 ~ 24.5.25 24.6.18 ~ 24.6.22 24.7.9 ~ 24.7.13 24.8.6 ~ 24.8.10 24.9.3 ~ 24.9.7

運輸安全マネジメント研修会のご案内 (優秀ドライバーを生み出す安全マネジメント研修会)

平成 18 年 10 月より運輸安全一括法が施行されたことに伴い、当協会事業者の大多数を占める中小規模事業者にあつては、平成 19 年 4 月から運輸安全マネジメントに取り組むことが求められています。

トラック運送事業を行っていく上で、安全・環境への取り組みは事業者の社会的責任となっています。

つきましては、標記研修会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、出席される方は、申込書別紙をコピーしてご使用いただき、5 月 31 日（火）までに適正化事業部 F A X 078-882-5565 にお申し込み下さい。

記

§ 講 習 会

「経営体質強化と安全マネジメント～生き抜く経営と人づくり～」

株式会社 創造経営センター

コンサルティング事業部マネージャー 高 橋 朋 秀 氏

・ 生き抜く経営と人づくり

安全経営は、事故やクレームを活かしきる職場づくりが徹底されている。

失敗を反省し、気がついた人から行動に移し改善につなげていく。

無事故・安全な職場はローコストの実現されている職場でもある。

それは信頼出来るドライバーと幹部が育っている職場。

・ 優秀ドライバーを生み出す企業事例

・ 優秀ドライバーを生み出す安全マネジメント

【神戸会場】

日 時 平成 23 年 6 月 7 日（火）13 時 30 分から 120 分程度（13 時受付）

場 所 兵庫県トラック協会研修センター 3 階大会議室

神戸市灘区大石東町 2-4-27

TEL 0 7 8 - 8 8 2 - 5 5 5 6

【姫路会場】

日 時 平成 23 年 6 月 8 日（水）13 時 30 分から 120 分程度（13 時受付）

場 所 兵庫県トラック協会西部研修センター 2 階大会議室

姫路市中地字村東 26-1

TEL 0 7 9 - 2 9 4 - 0 7 9 7

『運輸安全マネジメント研修会』申込書

(社) 兵庫県トラック協会

適正化事業部宛

(FAX 078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい。

◎6月7日(火) 13:30～ 神戸会場 ()

◎6月8日(水) 13:30～ 姫路会場 ()

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

第35回近代化融資及び NOx・排ガス融資、ポスト新長期融資 並びに特別増車事業融資申込について（ご案内）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、運輸事業振興助成交付金事業に基づき、本年度も別紙「第35回近代化融資及びNOx・排ガス融資、ポスト新長期融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」により融資申込みを公募することになりました。

ポスト新長期融資事業につきましては、本年8月をもって廃止される代替え車両を伴うNOx・排ガス融資から、平成21年10月1日以降に初度登録された排出基準値に適合する事業用貨物自動車の購入（代替え車両を要しない）に要する資金の融資及び利子補給事業に改正されるものです。

つきましては、融資ご希望の向きは、次のような点にご注意のうえ当協会（支部経由）にお申込み下さい。

記

- 1 公募資格は、兵庫県内に本社がある会員に限ります。
- 2 融資を希望される方は、添付している「第35回近代化融資及びNOx・排ガス融資、ポスト新長期融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」を熟読いただき、書類を整えて下さい。
- 3 申込み手続きは、同封の書類（融資推せん申込書・事業計画書・企業要項）に所要事項を記入し、必要書類（見積書、車検証（写）等）を添付して申し込んで下さい。

なお、完成報告書は、事業が完了しその支払いが終わった時点で必要書類を添付のうえ速やかに提出して下さい。

- 4 平成23年度中に実施されるもので、公募開始以前に支払いをしたものであっても、平成23年4月1日以降に「つなぎ資金」等で必要資金を賄った場合で、「つなぎ資金」等の一括返済に充当する場合については推薦対象とします。（ただし、自己資金により支払済みのものは対象外とします。）
- 5 申し込みの際は、必ず所属する支部を経由して下さい。
- 6 NOx・排ガス融資については、車両の代替の場合、古い車両を必ず別紙「代替を証する書面」で抹消等の手続きをする必要があります。もし、手違いで抹消等の手続きができなかった場合は、融資金の返済と利子補給の打切りは勿論、既に支払済の利子補給金の返却を求めることとなりますので、ご注意下さい。
- 7 当協会が行う利子補給率は、次のとおりです。
 - (1) 近代化融資
 - 個別企業体 年 0.8%
 - 共 同 体 年 0.8%

(2) NOx・排ガス融資（平成23年8月31日までの融資実行分）

○ 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率

○ 共同 体 年 1.2%以内の実行利率

(3) ポスト新長期融資（平成23年6月1日以降の融資実行分より）

○ 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率

○ 共同 体 年 1.2%以内の実行利率

(4) 特別増車事業融資（申込希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。）

○ 個別企業体 年 1.6%以内の実行利率

○ 共同 体 年 1.6%以内の実行利率

8 大規模プロジェクトで事業規模が1億円を超え50億円までの投資額の場合その30パーセントまで、全ト協の補完に係る融資が受けられる場合がありますので希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。

(参 考)

取 扱 金 融 機 関

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話
商工組合中央金庫		
神 戸 支 店	神戸市中央区伊藤町111	(078) 391 - 7541
姫 路 支 店	姫路市総社本町111	(079) 223 - 8431
尼 崎 支 店	尼崎市東難波町5-19-8	(06) 6481 - 7501
代理店信用組合		
兵庫県信用組合	神戸市中央区栄町通3-4-17	(078) 391 - 6315
淡陽信用組合	洲本市栄町1-3-17	(0799) 22 - 5551



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

第35回近代化融資及びNO_x・排ガス融資、ポスト新長期融資 並びに特別増車事業融資申込公募要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

1 融 資 総 枠	59 億円
(1) 近 代 化 融 資	30 億円
(2) NO _x ・排ガス融資、ポスト新長期融資及び特別増車融資	29 億円

2 公 募 期 間

平成23年5月2日から平成24年1月31日まで

但し、推せん額が公募総枠に達した時点で終了するものとする。なお、融資枠に残額がある場合で、指定金融機関と調整済みの案件については、別途考慮する。

3 融 資 対 象 者

- (1) 貨物自動車運送事業法による許可を受け、かつ（社）兵庫県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及び共同体であること
(従って、利用運送業のみの方は対象外です。)
- (2) 商工組合中央金庫に出資している協同組合（兵庫県交通共済協同組合を含む）の団体又はその構成員であること
- (3) (2)の条件を具備していないときは、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること
- (4) 本部及び支部会費が納入済であること
- (5) 兵庫県内に本社を有する会員であること

4 融資対象事業

(1) 近代化融資事業

ア 福利厚生施設の整備に要する資金

イ 荷役機械、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金

ウ トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金

- トラック事業者が近代化、合理化のため事務機器の設置購入に要する資金及び設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

(2) NO_x・排ガス融資事業（平成23年8月31日までの融資実行分）

ア 古い排出ガス規制車を抹消等（別紙代替を証する書面）し、排出ガス基準適合車に買い換える資金。

抹消は原則登録と同時に行うこと。

なお、当初予定の抹消車両を変更する場合は事前に変更車両の車検証の写しを、また購入車両を変更する場合は、当該車両の見積書をそれぞれ提出すること。

イ ディーゼルフォークリフトを解体し、バッテリーフォークリフトに買い換える資金。

(3) ポスト新長期融資事業（平成23年6月1日以降の融資実行分より）

平成21年10月1日以降に初度登録された国が定める車両型式、識別記号1桁目がL・M・

R・Sの車両を購入する資金とします。対象車両別紙①のとおり

また、代替えは条件とせず、増車、中古車であっても可とします。

(4) 特別増車融資事業

保有台数5両未満の事業者が、5両に達するまでの増車資金。

5 融 資 条 件

(1) 融資推薦限度

ア 近代化融資

○ 個別企業体 5,000 万円迄

○ 共 同 体 1 億 円 迄

イ NOx・排ガス融資及びポスト新長期融資

○ 個別企業体及び共同体 1 億 円 迄

ウ 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同体 4,000 万円迄

(2) 貸 出 利 率 取扱金融機関の所定利率による。

(3) 償 還 期 間

ア 車両（フォークリフトを含む） 5 年以内

イ 荷役機械（起重機、コンベア等） 10 年以内

ウ 施設等の構築物 10 年以内

(4) 据 置 期 間 償還期間のうち6ヵ月以内

(5) 担保、保証人 必要（取扱金融機関の定めるところによる。）

(6) 再融資の制限

再融資を受けようとする場合は、既往の借入金が、当初の約定に基づき正常な償還が実行されているものに限る。

6 利 子 補 給

この制度融資の借入者に対し、(社)兵庫県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

(1) 近代化融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同体 年 0.8%

○ 低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、年1.2%

(2) NOx・排ガス融資及びポスト新長期融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同体 年 1.2%以内の実行利率

(3) 特別増車融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同体 年 1.6%以内の実行利率

7 取扱金融機関

取扱金融機関は、商工組合中央金庫神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店、並びに同金庫の代理店信用組合の本店及び支店とする。

8 転貸融資方式

(社)兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ(社)兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みをすることが可能になりました。

転貸方式の概略は、別図「転貸方式の仕組みについて」のとおりであります。

9 申 込 方 法

所定の申込書により、公募期間中に、所属支部を経由して（社）兵庫県トラック協会に申し込むこと。なお、申込書に見積書等の添付もれがないようにすること。

10 申 込 先 社団法人 兵庫県トラック協会

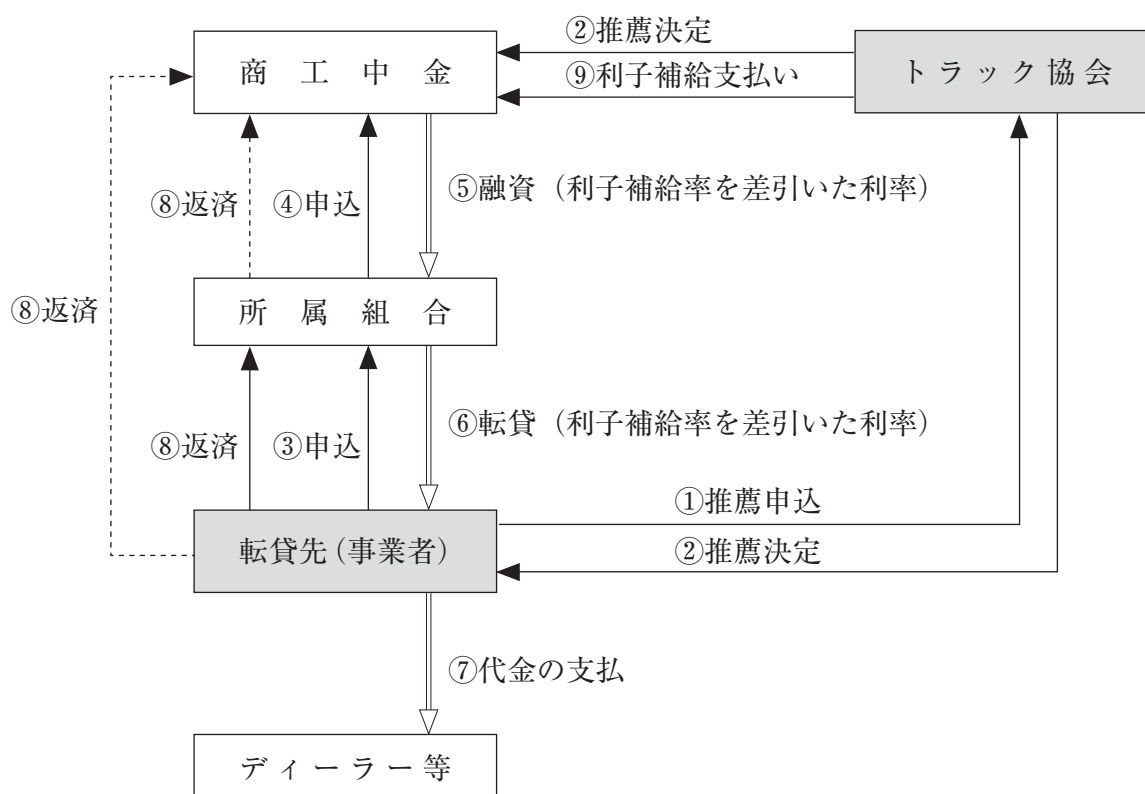
11 融資推薦適否決定通知日 申込月の翌月初旬

12 取扱金融機関受付開始日 推せん書通知後

13 融資実行は、平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日）内に限る。

別図

転貸方式の仕組みについて



※ 融資申込みの手順

- ① 事業者は、（社）兵庫県トラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② （社）兵庫県トラック協会が推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者（個別企業）は、所属する組合へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
（もし事業者（転貸先）が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。）
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は、融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
（事業者（転貸先）は、原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。）
- ⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑨ （社）兵庫県トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う。（一括方式）

(別 紙)

「代替を証する書面」

書 面 名 称	発 行 機 関 等	備 考
永久抹消登録記載による 登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の解体を行った場合
輸出抹消仮登録証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の輸出を行う場合
登録識別情報等通知書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の使用 を中止する場合
現在登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	現在の所有者の名義人など登 録事項を証明する場合
詳細登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	当該車両の新車時から現在に 至るまでの歴代所有者、登録 番号の変遷など総ての登録事 項履歴記載
解体証明書	解体業者	フォークリフトの場合のみ



※ 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別番号(3桁の組合せ記号となります。)

1

平成23年4月

1 桁 目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
	NOx+PM10(※)	B
	NOx10(※)	N
	PM10(※)	P
	50	C
平成18年規制	75	D
	無	J
	無	E
平成19年規制	25	F
	50	G
	75	H
平成20年規制	無	K

(※) 軽油を燃料とする車輛総重量3.5トン超の自動車に限る。

2 ポスト新長期規制適合車の識別番号

1 桁 目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成21年規制	無	L
	*1 50	M
	75	R
平成22年規制	*2 無	S

3 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁 目	
識別記号	
Z	

2 桁 目		
燃 料 の 別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号
ガソリン・LPG	有	A
	無	B
	有(未達成又は不適用)	C
軽油	無(未達成又は不適用)	D
	有(達成)	J
	無(達成)	K
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
その他	有	Y
	無	Z

3 桁 目		
用 途	重量条件等	識別記号
貨物車・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が17トン以下	E
	車両総重量が17トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G

(例)

21年低排出ガス認定 無
軽油車でハイブリッド 無
車両総重量 3.5 トン超

識別記号はL D Gとなります

3 桁 目	
用途など	
貨物	B

2 桁 目		
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素(圧縮水素)	B

セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への 信用保証料及び利子補給助成金交付要綱

社団法人兵庫県トラック協会
平成23年4月1日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を得る場合、信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払う保証料の一部及び融資利率の利子の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資を取り扱う金融機関及び信用保証協会が国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける兵庫県等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資及び国の定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた一括払いの信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援対策として実施するものであり、平成24年2月29までの事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた一括払いの保証料（毎月の返済に保証料が組み込まれている場合は対象外）の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、平成24年2月29日まで20万円に達するまで再助成することができる。

2 利子補給率は、年0.6%とする。

ただし、利子補給金の助成については、兵庫県内の金融機関からの融資に限るものとし、信用保証料の助成を受けた融資を対象とする。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払を行った場合及び金融機関への借入利息の支払を行った場合には当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）及び借入利息を協会に申請することができる。

- 2 前項の申請は、(別途送付済)別紙様式1「信用保証協会保証料助成申請書」及び様式2「金融機関利子補給助成申請書」により行うものとする。

その際、信用保証料計算書となる「信用保証料決定のお知らせ(お客様用)」、「保証料受領書」及び「セーフティネット保証に係る認定書」(セーフティネット保証の場合)、「兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書」等及び「借入金返済予定表」の写しを添付しなければならない。

- 3 保証料及び利子補給助成の交付申請は、随時行うことができる。最終申請期限は平成24年3月10日までとし、保証料助成申請書については支部を経由して提出するものとする。

ただし、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による保証料及び利子補給助成交付申請があった場合には、その内容を精査し保証料については当該助成金額を確定し四半期毎に、利子補給については支払った利息を確認のうえ、四半期毎に会員事業者に交付するものとし、保証料等交付額は、それぞれ算定した金額について1円未満切捨てとする。

(助成金の返納)

第7条 当該保証料及び利子補給助成の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合、または、借入利息を支払わなかったり変更があった場合は、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額等に相当する助成金の返還を行わなければならない。

- 2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合には、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 保証料及び利子補給助成の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の保証料等支払分から適用する。

なお、平成23年1月以降の借入に対する保証料等についても審査のうえ助成するものとし、1会員事業者当たりの保証料の総助成額は20万円である。

ただし、会員事業者が平成23年3月11日までの間に協会に対し、すでに当該助成に対する助成金の交付申請を行った場合には、助成の対象外とする。

平成23年度「アイドリングストップ支援機器導入にかかる助成」について

1 助成対象機器

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、以下に掲げるものを対象とする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド（外部電源対応機器は除く。）
- (2) 蓄冷式クーラー
- (3) エアヒーター
- (4) 外部電源用パッケージクーラー
- (5) 車載バッテリー式冷房装置

2 助成に関する主な条件

（社）兵庫県トラック協会の会員（原則として、平成23年3月末現在で1年以上の会員資格を有すること）であること。

3 助成金額及び限度

助成金額は、会員が購入する蓄熱マット等の取得価格（消費税を除く。）の1/2に相当する額とします。

※（1 機器の助成限度額（1/2 相当額）及び限度枚数は下記（表）のとおり）

また、1社の助成限度総額は、①②は10万円、③～⑤は12万円とする。

（例：マット@1万円×10枚若しくは、蓄冷式クーラー@7万円×1機+マット@1万円×3枚など）

	機器の種別	助成金額	1機器の限度額	助成限度導入数
①	電気式の毛布、マット又はベッド	価格の 1/2以内	10,000円	10機まで
②	蓄冷式クーラー		70,000円	1機
③	エア又は温水式ヒーター		120,000円	
④	外部電源用パッケージクーラー		120,000円	
⑤	車載バッテリー式冷房装置		120,000円	

4 申請受付期間

平成24年2月22日（水）まで（期限厳守） ※ 期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点で終了いたします。

5 申込方法

- (1) 事前に兵ト協環境事業部へ問い合わせ、助成金予算枠の確認を行ってください。
- (2) 会員が、直接販売業者から購入後、「① アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」及び「領収書（写）・請求書（写）」により、兵ト協へ請求して下さい。機器の請求書、納品書のみは不可

なお、電気式の毛布、マット購入に関しては、買い取りとする。

※ 新車導入時にあらかじめ装備されている場合は、取付けの完了を証明する書類と車検証（写）を添付してください。

助成金交付申請書は、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
また、HPよりダウンロードも出来ます。

6 助成金交付

平成24年3月末～4月初旬予定

【お問合せ】 (社)兵庫県トラック協会 環境事業部 TEL 078-882-5556

各機種一覧(参考)

◎蓄熱マット等

メーカー名	製品名	問い合わせ先
三菱製鋼(株)		06-6334-5181
スティアコーポレーション(株)		03-5405-2862
(株)ヨシオ		03-3888-4567

◎蓄冷式クーラー(ベツトルームクーラー)

メーカー名		
いすゞ自動車	日野自動車	三菱自動車
UDトラックス	デンソー	

◎エアヒーター

メーカー名	製品名	問い合わせ先
ベバストジャパン(株)	ベバストエアヒーター(燃焼式)	082-452-3111

◎外部電源用パッケージクーラー

メーカー名	製品名	問い合わせ先
日野自動車	外部電源式アイドルストップ冷房装置	

◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	製品名	問い合わせ先
太陽工業(株)	エアースタイル	06-6306-3084
ベバストジャパン(株)	ベバストパーキングクーラー	082-452-3111
アイ・シー・エル	ISC-1500W i-cool	
ホワイトハウス	クールトロニック	
ワーテックス	パーキングエアコン WAX901	

「第30回近畿フォークリフト運転競技大会」参加(推薦)選手の募集 ～大会で県内最上位者は、全国大会へ推薦いたします～

実施要領

(詳しくは次ページ参照)

1 目的

フォークリフト運転競技を通じ、順法精神と安全意識の高揚および運転の知識、技能の向上をはかり、もって安全作業の確立と実効ある労働災害防止の推進に資することを目的とする。

2 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 近畿ブロック各支部

3 開催日時

平成23年8月27日(土) 9時00分～16時00分(予定)

4 大会会場

クレフィール湖東(滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL 0749-45-3880)

5 参加(推薦)資格

- (1) 陸運労災防止協会の会員事業場の在籍専従員で、勤務成績が優秀であること。
- (2) 参加申込日において、フォークリフト運転技能講習修了証取得後、1年以上経過していること。
- (3) 参加申し込み日において、フォークリフトおよび自動車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であること。
- (4) 過去に全国大会で入賞(第1位～第5位)経験のないこと。

6 参加費

無料(但し、当日の昼食以外の交通費等は各自でご負担いただきます。)

7 定員 60名(但し、兵庫県支部からの推薦の定員を20名とさせていただきます。)

参加申込みが多数となった場合は、同一事業場からの参加(推薦)選手の人数制限ありますのでご了承下さい。

申し込み先(問い合わせ先)

別紙「参加申込書」に、「フォークリフト運転技能講習修了証」のコピーを添付して、下記あてご送付ください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部(担当 高田)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 兵庫県トラック協会内

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

申込み締切り(第1次) 平成23年6月10日(金)

<フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会を開催します>

フォークリフト運転技能講習講師による学科「関係法令」「力学」「荷役に関する知識」の取得、実車を使用した点検(作業開始前点検の実演)および「安全衛生法の遵守基本操作技術」の講習会を開催します。(詳しくは、別紙案内を参照下さい。)

開催日時 平成23年6月11日(土) 9:00～16:30

開催場所 神戸港湾教育訓練協会(神戸市中央区港島8丁目11番3号)

※ 講習会参加者で大会に出場される方には、大会に向けた特別講習を講習に合わせて実施します。また、学科問題で使用される「フォークリフト運転士テキスト」を配布します。(無償)

8 表彰等

選手表彰（1位～5位までの入賞者 大会会長賞状および副賞）、参加賞（出場選手全員）

9 競技種目および審査の概要

学科競技、点検競技、運転競技の3種目の競技を行なう。

学科競技の問題は「フォークリフト運転士テキスト」から出題し、実科競技は、フォークリフト運転技能講習規程に基づき実施する。

(1) 学科競技

所要時間40分で、安全な運転の方法に関する必要な知識取得状況について、正誤方式により試験する。

出題数は50問とし、試験内容は、関係法令、走行に関する装置の構造および取扱いの方法、荷役に関する装置の構造および取扱いの方法、運転に必要な力学について行なう。

(2) 点検競技

安全な仕事をするための「作業開始前点検」を主体として、フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を発見、報告する方法とし、点検要領の適切性について審査する。制限時間は5分とする。

使用車両は、最大荷重2.5トン（トルコン式ディーゼル車）カウンターバランス型とする。

(3) 運転競技

安全かつ正確に運転・荷役することを主体として、安全衛生法の順守基本操作技術について審査し、とくに安全を無視した運転方法に対しては厳しく減点する。

標準所要時間5分で、競技用コースを走行、および荷の積卸しを行なう。（5分経過後は、5秒以内毎に5点減点する）

使用車両は、最大荷重2.5トン（トルコン式ガソリン車）カウンターバランス型とする。

※使用車両については、出来る限り、全国大会の仕様に併せたものといいたしますが、諸事情により変更となる場合もあります。（出場選手には、大会要綱を送付いたしますのでご確認ください。）

10 競技の配点

配点・・・・・・・・・・・・・1, 000点（満点）

ア. 学科競技・・・・・・・・・・・・・300点

イ. 点検競技・・・・・・・・・・・・・100点

ウ. 運転競技・・・・・・・・・・・・・600点

11 順位の決定

総合得点（満点1, 000点）の高い者をもって上位とするが、同点の場合は、まず運転競技の成績の良い者を上位とする。さらに、運転も同点の場合には点検の良い者とし、なおかつ同点の場合には運転競技の所要時間の短い者を上位とする。

全国大会への推薦

兵庫県からの参加選手のうち、当該大会において入賞の有無にかかわらず最優秀の成績を修められた1名（県内の参加選手が20名以上となった場合は2名）を平成23年10月2日（日）に埼玉県トラック総合教育センター（埼玉県深谷市）で開催される「第26回全国フォークリフト運転競技大会」に兵庫県支部代表選手として推薦いたします。

ただし、2名を推薦する場合は、これら2名が同一企業に所属する者でないこととします。

第30回近畿フォークリフト運転競技大会 参加申込書(選手推薦書)

申込日:平成 年 月 日

ふりがな				
選手氏名			性別	男・女
現住所	〒 -			
電話番号	— — (携帯電話) — —			
会員名 所属 事業場名	(会社名) (支店・営業所)		従業員数 ※企業全体	人
	(所在地) 〒 -			
	(TEL) — —		(FAX) — —	
連絡担当者	(所属・役職) (氏名)			
参加資格 の証明欄	標記は、当事業場専従員であり、参加申込み日において、フォークリフト及び自動車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であり、大会実施要領の参加資格を有していること証します。 証明者署名 (所属事業場責任者等) 役職 氏名 印			

上記個人情報、当該大会及び全国大会の推薦時以外使用いたしません。

所持するフォークリフト運転技能講習修了証(コピー貼付欄 ※表・裏)

フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会 ＜H23.6.11(土)＞の参加	☐ 参加 ☐ 不参加
---	--

※上記講習会については、同封の案内申込書よりお申込み下さい。

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成23年 6 月 2 日（木） 8時30分～ 8 時15分受付
	会 場	（社）兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。 （公共交通機関を利用して下さい）
実 技	講 習 日	平成23年 6 月 5 日（日） 8 時～ 7 時45分受付 6 月11日（土） 8 時～ 6 月12日（日） 8 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協会 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

（1） 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A 4 サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真 2 枚（サイズ約縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで読み込みますので、鮮明なものをご用意下さい。

2 枚の内うち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

- (3) 予約受付及び申込書受付期間

平成23年4月25日(月)～平成23年5月26日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

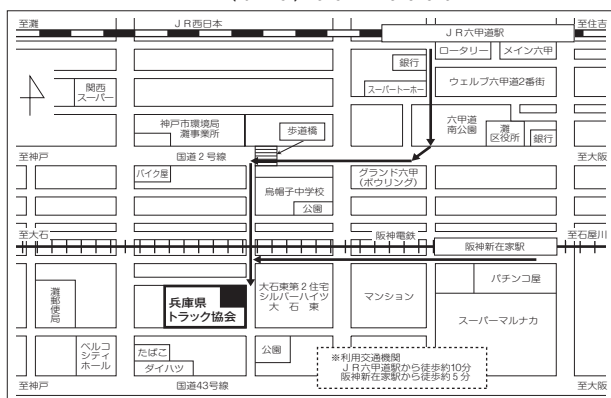
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

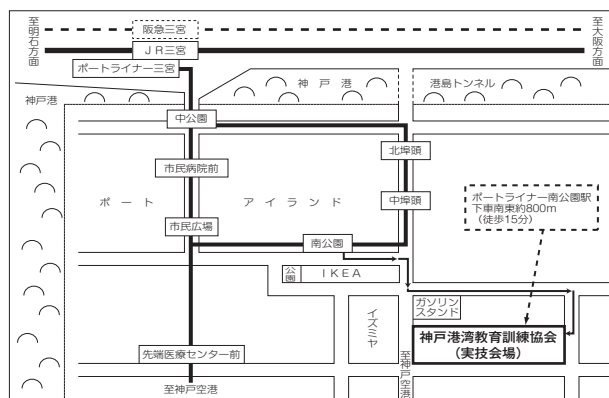
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな			性別	修了証 番 号	※		
氏 名			男 ・ 女				
生 年 月 日		年 月 日生	交付年月日		※		
現 住 所 (修了証に載ります)		〒			本 籍	都 道 府 県	
		電 話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒					
	名 称	電 話 F A X					
所持する自動車 運 転 免 許 証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし)			免許証番号			
	2. 大 型			取得年月日			
	3. 中 型			年 月 日			
4. 普 通			発行者			公安委員会	
5. 大型特殊(カタピラ限定付)							
(注)所持する免許に○を付けて下さい							
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して 下さい。				平成 年 月 日			
				受講者氏名 ㊞			
書替・再交付年月日		※ 年 月 日					

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成23年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講 習 名	講 習 日		受講 定員
	日 程		
第 1 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年 6 月 2日 (木) 5日 (日) 11日 (土) 12日 (日) ※詳しくは44P、45Pをご参照下さい。	50名
第 2 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	9 月 2日 (金) 4日 (日) 10日 (土) 11日 (日)	50名
第 3 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	11月 2日 (水) 6日 (日) 12日 (土) 13日 (日)	50名
第 4 回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成24年 3 月 2日 (金) 3日 (土) 10日 (土) 11日 (日)	50名
第 2 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	7 月20日 (水) 21日 (木)	100名
第 3 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月19日 (水) 20日 (木)	100名
第 4 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月14日 (水) 15日 (木)	100名
第 5 回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成24年 2 月22日 (水) 23日 (木)	100名

場所は主に神戸市内（兵庫県トラック協会研修センター）を予定
※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、免除講習に係る、対象資格の確認が必要です
ので、陸災防兵庫県支部までお問い合わせ下さい。（TEL：078-882-5556）

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 23 年 3 月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		106.44	104.83	113.13	113.75
出 光		107.24	112.00	113.67	119.00
J エナジー					111.00
コ ス モ		108.45	108.23	117.30	115.00
昭 和 シェル		107.03			111.00
モ ー ビ ル		106.10		116.00	
エ ッ ソ		105.71	105.00	122.30	119.50
ゼ ネ ラ ル		103.20			
三 井				104.00	
そ の 他		107.83	101.46	109.04	109.98
総 計		106.82	104.08	112.96	113.78
23 ／ 2	全国平均	97.82	調査なし	103.88	104.43
	近畿平均	97.44		103.07	105.83

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成22年 4 月		88.53	90.54	96.65	95.56
平成22年 5 月		92.30	94.37	100.13	98.38
平成22年 6 月		93.43	96.41	102.58	99.43
平成22年 7 月		92.12	96.02	102.46	98.33
平成22年 8 月		90.93	93.14	100.48	101.71
平成22年 9 月		89.63	93.45	100.15	99.54
平成22年10月		87.09	90.40	98.47	97.29
平成22年11月		88.11	91.18	98.93	96.77
平成22年12月		89.96	90.61	98.86	98.37
平成23年 1 月		93.61	93.25	101.48	100.38
平成23年 2 月		95.56	95.93	103.77	102.45
平成23年 3 月		98.33	97.30	105.77	103.59
平成23年 4 月		106.82	104.08	112.96	113.78
年 間 平 均		92.80	94.36	101.75	100.43

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
23.3.22	北 播	利用	(株)クローバーネット	藤 中 亮 太	〒675-2231 加西市王子町605-1 ☎ 0790-48-8818 FAX 0790-48-8817
4. 1	明 石	一般	(有)アートテクニカルセンター	辻 谷 薫	〒651-2412 ☎ 078-201-2667 神戸市西区竜が岡5丁目16-18 FAX 078-201-2667

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
23.3.28	西 播	一般	(株)エム・ティ・エス	吉 田 幸 人
3.31	東 部	利用	菱 星 機 工 (株)	堀 内 一 哉
3.31	明 石	一般 利用	明石トラック陸運(株)	前 田 正 憲
3.31	西神戸	一般 利用	(株) 柳 瀬 運 送	柳 瀬 計 夫
3.31	東神戸	一般	大阪物流サービス(株)	森 山 拓 男
3.31	西 播	一般	松 田 土 木 工 業 (株)	内 海 勉
3.31	神戸中央	利用	関 西 ポ ー ト 流 通 事 業 協 同 組 合	原 田 弘
3.31	西神戸	一般	(株) K C L	内 芝 雄 二
4. 1	西 播	一般	物流ネットワーク関西(株)	濱 田 信 弘

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
23.3.31	167	代表者	岩谷運輸(株) 岩谷浩一	岩谷哲成
4.1	135	代表者	赤松運輸(株) 赤松詳仁	赤松康代
4.1	49	住所	明和運輸(有) 篠山市小枕101-4	〒669-2335 篠山市乾新町211-9
4.5	188	代表者	丸石(株) 本岡智之・葛城成美	葛城成美
4.5	166	代表者	(株)飯塚物流 谷村晃一	福井三郎
4.11	212	代表者	(株)北淡建設 福田富治	正岡英二
4.12	84	代表者	富友運送(株) 下迫助郎	山本正博
4.12	85	譲渡譲受	山手運送店 久喜文男	久喜一徳
4.15	98	名称	菱神興産(株)	菱神テクニカ(株)
4.18	156	住所	フジプレ販売(株) 姫路市飯西38-1	〒679-5165 たつの市新宮町光都1丁目490-19
4.20	122	代表者	(有)神幸運送 押部健雄	山本先重郎

◎東日本大震災災害義援金募金のお願い

(社)兵庫県トラック協会では「東日本大震災」により被災された方々に対して、義援金の募金活動を行っています。

募金は、各支部で受け付けておりますが、協会本部でも受け付けています。

【受付方法】

ご持参の場合

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

社団法人兵庫県トラック協会 総務部

TEL (078) 882-5556

振り込みの場合

口座名義 ひがしにほん だいしんさいぎえん きん ひょう ごけん とらっく きょうかい とくべつ こうざ
東日本大震災義援金兵庫県トラック協会特別口座

かいちょう ふくなが ゆく ひで
会長 福永 征秀

口座番号 三井住友銀行 灘 支店

普通 4097441

※ 銀行での取り扱いの場合振り込み手数料をご負担下さい。

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
4・1	神戸市交通安全市民運動		11	「春の全国交通安全運動」出発式	高 浜 岸 壁
5	近畿運輸局自動車交通部部長との意見交換会	ホ テ ル ニューオータニ大阪	13	食品部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協
7	百貨店部会「役員会」	兵 ト 協		兵ト協 東部支部 総会	ミヤコホテル ニユーアルガイック
	自動車関係団体連絡会	自 動 車 会 館	14	兵ト協 明石支部 総会	明 石 支 部 2 階
11	重量・鉄鋼部会「正・副会長、監事合同会議」	兵 ト 協		兵ト協 西神戸支部 総会	
	重量・鉄鋼部会「役員会」	兵 ト 協	15	滋賀県 エコ・セーフティドライブコンテスト	クレフィール 東 湖
12	集団指導(共同巡回)淡路地域	洲本市・市民 交流センター	17	安全性評価事業(Gマーク)説明会	和 田 山 ジュビターホール
13	兵ト協 総務委員会	兵 ト 協	18	ダンプ部会 役員会	兵 ト 協
14	全国専務理事業務連絡会議	全 ト 協		ダンプ部会 総会	兵 ト 協
	集団指導(共同巡回)東播地域	播磨トラック運送事業 協同組合(東播支部)		全ト協 第31回引越部会	全 ト 協
	兵青協役員会	兵 ト 協	19	安全性評価事業(Gマーク)説明会	兵 ト 協
15	集団指導(共同巡回)但馬・丹有(丹波市・篠山市)	和 田 山 ジュビターホール		全ト協 交付金運営中央委員会	全 ト 協
18	集合指導	兵 ト 協		兵ト協 東播支部 総会	
	全ト協安全対策検討ワーキンググループ	全 ト 協	20	兵ト協 西宮支部 総会	
19	集団指導(共同巡回)西宮地域(三田市含む)	兵 ト 協		兵ト協 東神戸支部 総会	
20	三木会	兵 ト 協		兵ト協 兵庫支部 総会	
21	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協	23	兵青協「総会」	ホ テ ル 北 野 プラザ六甲荘
	海コン部会	セ ン タ ー ビ ル	24	適正化事業集合指導	明 石 支 部
	集団指導(共同巡回)明石地域	明石市・明石 商工会議所		兵ト協 西播支部 総会	西 播 支 部
	兵ト協 神戸中央支部 通常総会	神 仙 閣	25	兵ト協 通常総会	A N A クラウ ンプラザ神戸
22	はい作業主任者技能講習会	兵 ト 協	26	安全性評価事業(Gマーク)説明会	(社)兵庫県トラック協会 西 播 支 部
	「チャレンジ100」実施結果検討会	パレス神戸 4 F 会議室	27	引越部会 正副部会長・監事会議	兵 ト 協
	兵青協HOT 21 総会	「山田屋」 神戸市中央区		引越部会 委員会	兵 ト 協
23	兵ト協 北播支部 総会	石 川 県	28	百貨店部会「総会」	皆 つ る 生 や
25	兵ト協 交付金運営委員会	兵 ト 協	—6月の予定—		
26	下敷き、鉛筆贈呈式	板宿小学校 (須磨区)	6・2	フォークリフト運転技能講習	兵 ト 協
27	兵ト協 正副会長会議	兵 ト 協		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協	5	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
28	K T S 正副会長会議	大 ト 協		全国危険物安全週間	全 国
	兵ト協 淡路支部 通常総会	ウエスティン ホテル淡路	7	近ト協 幹事会	大 ト 協
—5月の予定—				運輸安全マネジメント説明会	兵 ト 協
5・6	兵ト協 理事会	兵 ト 協	8	運輸安全マネジメント説明会	西 部 研 修 セ ン タ ー
7	兵ト協 丹有支部通常総会	新たんば荘	11	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
	兵ト協 但馬支部 通常総会	川 口 屋 リバーサイドホテル	12	フォークリフト運転技能講習〔実技〕	(社)神戸港湾 教育訓練協会
10	全ト協 重量部会 常任委員会	全 ト 協	13	第17回適正化事業実施機関評議委員会	神 戸 市 中 央 卸 売 市 場
	自動車団体連絡会	自動車会館	20	近ト協 幹事会	大 阪 新 阪 急 ホ テ ル
11	春の全国交通安全運動	全 国	23	全ト協 決算総会	

安全と安心をはこぶ



— 平成23年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 —
「安全性優良事業所」認定のための申請
7月開始!



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（社団法人全日本トラック協会）では、「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を実施しています。

Gマークは、厳しい条件をクリアした安全性の高い優良な事業所だけが取得できる、「安全・安心・信頼」のしるし。

より安全な輸送社会の実現に向けて、Gマークのトラックは走り続けています。

申請書類の頒布期間

平成23年5月16日（月）～6月30日（木）

土・日曜日は除く

申請期間

平成23年7月1日（金）～7月14日（木）

土・日曜日は除く

※申請書類は当該事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



社団法人 全日本トラック協会

〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階
TEL.03(5323)7245 FAX.03(5323)7230